

福まねく耳より情報

住宅関連トピックス

募集開始しています

国土交通省
令和元年度補正予算事業

長期優良住宅化リフォーム補助

どんな建物が対象？

戸建て住宅・共同住宅などのリフォーム工事対象です。
(事務所や店舗など住宅以外は対象外)

どんなリフォーム工事費が補助対象？

①住宅性能向上の工事費(=劣化対策・耐震性・省エネ対策など特定の性能項目を一定基準まで向上させる)

- 省エネ対策 例)断熱サッシへの交換/高効率給湯器への交換
- 耐震性 例)耐力壁の増設/屋根の軽量化
- 構造躯体等の劣化対策 例)床下の防蟻/防蟻処理/ユニットバス交換
- 維持管理・更新 例)給水・排水管の更新
- バリアフリー改修工事 例)手すりの設置
- インスペクション(=建物状況調査)により指摘を受けた箇所の改修工事
例)外壁塗装/屋根の張替え/雨樋交換

②複数世帯が同居しやすい住宅にするための工事費(三世帯同居対応改修工事費)

- キッチン・浴室・トイレ・玄関の増設工事

【対象となる工事】リフォーム後に上記のいずれか2つ以上が複数箇所あることが必要。

③子育てしやすい環境整備のための工事費(子育て世帯向け改修工事費)

- 若者・子育て世帯が実施する子育てしやすい環境整備に資する改修工事

【対象となる工事】住宅内の事故防止、子供の様子の見守り、不審者侵入防止、災害への備え等

補助金はいくらもらえるの？

◎補助率：1/3 (上記の補助対象リフォーム工事費等の合計の1/3の額が補助されます)

◎補助限度額 リフォーム後の住宅性能に応じて3つの補助限度額を設定しています。

	リフォーム後の住宅性能	補助限度額
①	長期優良住宅(増改築)認定を取得しないものの一定の性能向上が認められる場合	100万円/戸 (150万円/戸)
②	長期優良住宅(増改築)認定を取得した場合	200万円/戸 (250万円/戸)
③	②のうち、更に省エネルギー性能を高めた場合	250万円/戸 (300万円/戸)

()内は、三世帯同居対応改修工事を実施する場合、若者・子育て世帯又は既存住宅の購入者が改修工事を実施する場合

「うちは該当するのかな？」お見積もり大歓迎です♪